

5月は「消費者月間」です

毎年5月は、全国一斉の「消費者月間」です。現在、悪質商法や詐欺、食の安全を脅かすような事件や事故、家庭内での製品事故など、さまざまな消費生活トラブルが私たちの身近にたくさん起こっています。このようなトラブルに巻き込まれないよう、この消費者月間を機会に改めて消費生活について考えてみましょう。

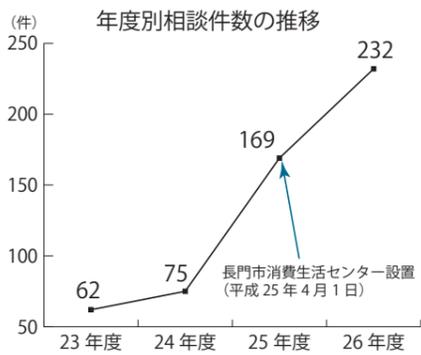
消費者被害の動向

近年、高齢者の消費者被害の相談件数が、高齢者の人口の伸び以上に増加しています。また、これまで被害にあった高齢者が再び被害にあう「二次被害」も増加傾向にあります。

一方、消費者被害への対応についても、被害にあった高齢者本人が相談に行かない傾向もあるなど、訪問支援等による積極的な見守り対策やサポートを講じることも求められています。

相談状況

平成25年4月1日に「長門市



消費生活センター」が設置されて以降、相談件数は、急増しています。

(左グラフ参照)

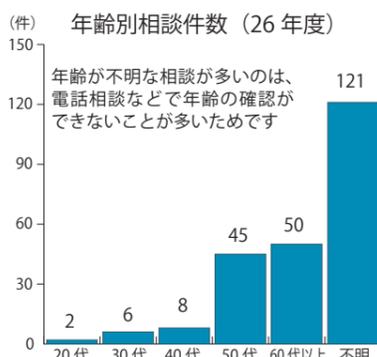
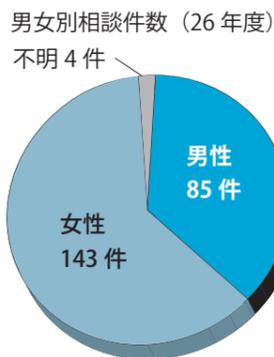
相談内容も、業者の手法が複雑化・巧妙化したため、深刻なものが増えてきました。

相談内容の内訳(多い順)

- | 年度 | 1位 | 2位 | 3位 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 24年度 | 運輸・通信サービス | 金融・保険サービス | 食料品 |
| 25年度 | 食料品 | 運輸・通信サービス | 金融・保険サービス |
| 26年度 | 運輸・通信サービス | 金融・保険サービス | 食料品 |

具体的な相談内容

- ・ 運輸・通信サービス
- ・ アダルトサイトのワンクリック請求
- ・ 訪問販売による光回線契約
- ・ 電話勧誘によるインターネットプロバイダー契約解約など
- ・ 金融・保険サービス
- ・ 過去の債務整理
- ・ 時効の過ぎた生命保険の受け取りについて
- ・ カード会社からの身に覚えのない請求
- ・ 社債の販売購入
- ・ 食料品
- ・ 以前購入した健康食品会社からの再勧誘
- ・ しつこい購入契約
- ・ 自主回収対象の食品 など
- ・ その他の相談内容
- ・ 教養・娯楽品
- ・ 通信販売で購入したブランド品について
- ・ 新聞購読契約について など



年齢が不明な相談が多いのは、電話相談などで年齢の確認ができないことが多いからです

- ・ レンタル・リース
- ・ アパートの立ち退きについて
- ・ アパート退去後の現状回復費用請求について など
- ・ 工事・建築・加工
- ・ 親が締結したりリフォーム工事契約の解約について
- ・ 太陽光発電工事の勧誘と契約について など

高齢者を狙った悪質商法が急増しています

最近の手法と対策

手法 注文していない商品を勝手に送りつけ、代金を請求する商法

対策 受け取りを拒否

宅配業者に受け取り拒否を伝え、商品を受け取らない

手法② 買え買え詐欺

「後で買い取るので代わりに買ってほしい。名義を貸してほしい」などと、未公開株などの購入の電話勧誘をし、購入後に連絡が取れなくなる詐欺

対策 甘い話には乗らない

過大な利益を期待させる甘い話には絶対に乗らない

手法③ ワンクリック詐欺

インターネットの無料サイトを閲覧し、クリックしただけで会員登録され、高額な請求をする詐欺

対策 無視する

慌てて支払わない。連絡をせず無視すること

手法④ 振り込め詐欺

オレオレ詐欺、架空請求

詐欺など、銀行口座などにお金を振り込ませる詐欺

対策 いったん電話を切る

警察や公的機関の職員を名乗っても安易に信用せず、いったん電話を切って確認

高齢者が狙われる理由

だまされたことに気付かない悪質業者は高齢者の話し相手を装い、優しい言葉で近寄ってきます。そして、親しくなった販売員を信用して、知らず知らずのうちに高額な契約をさせられるケースがあります。

そのような場合でも、だまされたことに気付いていないことがあり、家族やヘルパーによって発見されることがあります。被害に遭っても相談しない被害に遭ったと気付いても、被害に遭ったと気付いても、それを恥ずかしく思ったり、身内に迷惑をかけたかと思うから、「だまされた自分が悪いから」と自分に言い聞かせたりして、誰にも相談しない場合が少なくありません。

また、悪質業者の中には、巧みなセールストークで「誰にも言っていない」などと口止めするケースもあります。

悪質商法の被害に遭わないための心得

- ・ 必要ないものはハッキリ断る
- ・ 相手の名前と要件を聞いてから対応する
- ・ 即断・即決は絶対しない。必ず誰かに相談する
- ・ 甘い言葉には裏がある。疑ってかかることが大切
- ・ ひとりで悩まず、身近な人や消費生活センターへ相談する

相談する際のポイント

- ・ 「これはおかしい」「だまされた」と思ったら、消費生活センターに相談を。
- ・ 早めに相談する
- ・ 原則、契約者本人が相談するだけ準備する

家族や近所で見守りを

- ・ 高齢者に次のような変化が見られたらトラブルに巻き込まれているおそれがあります。
- ・ 宅配便や郵便物が頻繁に届くようになった
- ・ 見知らぬ訪問者が次々にやってくる
- ・ 不自然な工事を繰り返している

出るようだ

- ・ 急に節約を始めた／急に羽振りが悪くなった
- ・ いつもより表情が暗く考え込んでいる様子がある
- ・ 業態のよくわからない店や会場に頻繁に出入りしている
- ・ 小口、大口の借金を申し出るなどお金に困っている様子が見られる
- ・ 住み慣れた町で高齢者が安全安心な生活を送るためには、家族や地域の皆さんの見守りが必要です。日々の生活の中で高齢者をそれとなく見守り、いざというときには消費生活センターへつないでください。

出前講座について

消費生活センターでは、講師を無料で派遣し、消費生活について学習する場を提供します。

講師 消費生活相談員

■対象 いきいきサロン、婦人会、老人会など

開催日 月々金曜日

■内容 講話、クイズ、寸劇、DVD上映など

■申し込み方法 所定の申請書に必要事項を記入し、消費生活センターに申し込む

お知らせ

第37回山口県消費者月間大会

●とき 5/22(金) 13:00~16:00

●場所 萩市民館(萩市江向)

●内容 消費者啓発の標語入選作品表彰式

・ 記念講演『つながる力』で創る消費者市民社会

講師 生活経済ジャーナリスト あんびる えつこ氏

・ 消費者団体活動発表

●主催

山口県・萩市・山口県地域消費者団体連絡協議会

※参加料は無料です。どなたでも参加ができます

※手話通訳・要約筆記あり

消費生活センターでは、問題解決に向けての助言やあつせん、情報提供などを行います。

相談・申し込み・問い合わせ

●日時 月々金曜日

(祝日・年末年始を除く)

8:30~17:00

長門市消費生活センター

(市役所本庁1階市民課内)

※相談室を完備しています

Tel 23・1115